

国の行政機関の通報処理ガイドライン (内部の職員等からの通報)

〔平成17年7月19日〕
〔関係省庁申合せ〕

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、国の行政機関において、内部の職員等からの法令違反等に関する通報を適切に処理するため、各行政機関が自主的に取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国の行政機関の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

2. 通報処理の在り方

(1) 通報処理の仕組みの整備

- ① 各行政機関は、通報事案の処理を、通報者の個人情報の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に行うため、その幹部を責任者とし、部署間横断的に通報を処理する仕組みを整備する。
- ② 各行政機関は、通報処理の仕組みについて、内部規程を作成する。

(2) 総合的な窓口の設置

- ① 各行政機関は、当該行政機関における職員等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を、全部局の総合調整を行う部局又はコンプライアンスを所掌する部局等に設置する。この場合、各行政機関は、行政機関内部の通報窓口に加えて、外部に弁護士等を配置した窓口を設けるよう努める。
- ② 各行政機関は、通報に関連する相談に応じる窓口（4.において「相談窓口」という。）を設置する。

(3) 秘密保持の徹底、利益相反関係の排除

通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(4) 通報対象の範囲

通報窓口において受け付ける通報は、以下のとおりとする。

ア. 当該行政機関（当該行政機関の事業に従事する場合における職員、代理人その他の者を含む。）についての法令違反行為（当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。）

イ. ア. のほか適正な業務の推進のために各行政機関において定める事実

(5) 通報者の範囲

① 通報窓口では、当該行政機関の職員及び当該行政機関の契約先の労働者からの通報を受け付ける。

② 通報窓口では、①に掲げる者のほか、国民等からの通報も受け付けることができる。この場合の通報処理の手続については各行政機関の定めるところによる。

3. 通報の処理

(1) 通報の受付

① 通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者に対する不利益取扱いのないこと及び通報者の秘密は保持されることを、通報者に対し説明する。

② 通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

(2) 調査の実施

① 通報を受理した後は、調査の必要性を十分に検討し、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

② 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。

③ 利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知するよう努める。

(3) 調査結果に基づく措置の実施等

各行政機関は、調査の結果、法令違反等が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策等（以下「是正措置等」という。）をとるとともに、必要があるときは、関係者の処分を行う。

(4) 通報者への是正措置等の通知

- ① 各行政機関は、当該行政機関が是正措置等をとったときは、その内容を、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。
- ② 各行政機関は、通報の受理から処理の終了までの標準処理期間を定め、又は必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。

(5) 関係事項の公表

各行政機関は、必要と認める事項を、適宜公表する。

(6) 是正措置等の実効性評価

各行政機関は、通報処理終了後、是正措置等が当該行政機関において十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努める。

4. 通報者等の保護

(1) 通報者等の保護

- ① 各行政機関は、通報者又は相談者（相談窓口相談した者をいう。②において同じ。）に対し、通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- ② 各行政機関は、通報者又は相談者に対し、通報又は相談をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い等を行った者に対し、懲戒処分その他適切な措置をとる。正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員についても同様とする。

(2) 通報者のフォローアップ

各行政機関は、通報処理終了後、通報者に対し、通報したことを理由とした不利益取扱いや職場内で嫌がらせが行われていないか等を適宜確認するなど、通報

者保護に係る十分なフォローアップを行う。

(3) 救済制度の職員への周知

各行政機関は、通報又は相談したことを理由とした不利益取扱いについて、職員が不利益取扱いの内容等に応じて、人事院に対する不利益処分についての不服申立て（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第90条）、勤務条件に関する行政措置の要求（同法第86条）、苦情相談制度等を利用することができる旨を周知する。

5. その他

(1) 通報関連資料の管理

各行政機関は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

(2) 職員への周知

- ① 各行政機関は、職員に対する研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、通報窓口及び通報処理の仕組み等について、すべての職員等に対し、周知する。
- ② 各行政機関は、通報者の上司である職員が通報を受けた場合、当該職員が自ら行える範囲で必要に応じ調査を行うとともに、当該職員の上司への報告、通報窓口への通報その他適切な措置を遅滞なくとるべき旨を周知する。

(3) 協力義務

- ① 各行政機関の職員は、正当な理由がある場合を除き、通報に関する調査に誠実に協力する。
- ② 各行政機関及び職員は、本ガイドラインに定める通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

国の行政機関の通報処理ガイドライン (外部の労働者からの通報)

〔平成17年7月19日〕
〔関係省庁申合せ〕

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の施行に伴い、国の行政機関において、外部の労働者からの法に基づく公益通報を適切に処理するため、各行政機関が取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守(コンプライアンス)を推進することを目的とする。

2. 通報処理の在り方

(1) 通報処理の仕組みの整備

- ① 各行政機関は、通報者の個人情報の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に、通報を処理する仕組みを整備する。
- ② 各行政機関は、通報処理の仕組みについて、内部規程を作成し公表する。

(2) 通報受付窓口の設置

- ① 各行政機関は、労働者からの通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)及び通報に関連する相談に応じる窓口を通報者及び相談者に明確になるよう設置する。
- ② 通報を受け付ける部局と通報に基づく調査や法令に基づく措置をとる部局等が異なるときは、通報者との連絡が円滑に行われるような措置をとる。

(3) 秘密保持の徹底、利益相反関係の排除

通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(4) 通報対象の範囲

通報窓口においては、法第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合における通報を受け付ける。

(5) 通報者の範囲

通報窓口では、通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者からの通報を受け付ける。

(6) 公益通報以外の通報の取扱い

各行政機関は、法令遵守を図るため、法に基づく公益通報以外の通報を受け付けることができる。この場合において、通報対象となる事実や通報者の範囲、通報処理手続その他必要な事項については、各行政機関が別に定める。

3. 通報の処理

(1) 通報の受付と教示

- ① 通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されることを通報者に対し説明する。
- ② 通報内容となる事実について、当該行政機関が権限を有しないときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。
- ③ 通報がなされた後、これを法に基づく公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

(2) 調査の実施

- ① 通報を受理した後は、必要な調査を行う。
- ② 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。
- ③ 適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知するよう努める。

(3) 受理後の教示

通報事案の受理後において、当該行政機関ではなく他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。この場合において、当

該教示を行う行政機関は、法執行上の問題がない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を通報者に提供する。

(4) 調査結果に基づく措置の実施

調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとる。

(5) 通報者への措置の通知

① 当該行政機関が措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。

② 各行政機関は、通報の受理から処理の終了までの標準処理期間を定め、又は必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。

4. その他

(1) 通報関連資料の管理

各行政機関は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

(2) 協力義務

① 各行政機関及び職員は、本ガイドラインに定める通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

② 各行政機関は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力する。

公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン

平成17年7月19日
内閣府国民生活局

1. 本ガイドラインの目的と性格

本ガイドラインは、公益通報者保護法を踏まえて、事業者のコンプライアンス経営への取り組みを強化するために、労働者からの法令違反等に関する通報を事業者内において適切に処理するための指針を示すものである。

事業者が、本ガイドラインを踏まえ、事業者内部での通報処理の仕組みを整備することは、事業者内部の自浄作用を高めるとともに、事業者外部への通報による風評リスク等を減少させることにもつながる。

なお、本ガイドラインは、各事業者において一層充実した通報処理の仕組みを整備、運用することを妨げるものではない。

2. 事業者内での通報処理の仕組みの整備

(仕組みの整備)

- 通報の受付から調査、是正措置の実施及び再発防止策の策定までを適切に行うため、経営幹部を責任者とし、部署間横断的に通報を処理する仕組みを整備するとともに、これを適切に運用することが必要である。

(通報窓口の整備)

- 通報窓口及び受付の方法を明確に定め、それらを労働者等に対し、十分に周知することが必要である。
- 新たに通報窓口を設置する場合、法律事務所等に委託する(中小企業の場合、何社かが共同して委託することも考えられる。)など、事業者の外部に設置すること、労働組合を通報窓口として指定すること又はグループ企業ではグループ共通の一元的な窓口を設置することなども可能である。また、対象としている通報内容や通報者の範囲、個人情報保護の程度等を確認の上、必要に応じ、既存の通報窓口を充実させて活用することも可能である。

(相談窓口の設置)

- 各事業者の通報処理の仕組みに関する質問等に対応する相談窓口を設置することが必要である。相談窓口は事業者の実情に応じて、通報窓口と一元化して

設置することも可能である。

(内部規程の整備)

- 内部規程に通報処理の仕組みについて明記し、特に、公益通報者に対する解雇や不利益取扱いの禁止を明記することが必要である。

(秘密保持の徹底)

- 情報を共有する範囲を限定すること、知り得た情報を口外しないこと等を各担当者に徹底させることが必要である。

(利益相反関係の排除)

- 受付担当者、調査担当者その他通報処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

3. 通報の受付

(通報受領の通知)

- 書面や電子メール等、通報者が通報の到達を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対し、通報を受領した旨を通知することが望ましい。

(通報内容の検討)

- 通報を受け付けた場合、調査が必要であるか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討し、今後の対応について、通報者に通知するよう努めることが必要である。

(個人情報の保護)

- 通報の受付方法としては、電話、FAX、電子メール等様々な手段が考えられるが、通報を受け付ける際には、専用回線を設ける、個室で面談するなど、通報者の秘密を守ることが必要である。

4. 調査の実施

(調査と個人情報の保護)

- 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されない

よう調査の方法に十分に配慮することが必要である。

(通知)

- 調査中は、調査の進捗状況について適宜、被通報者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に通知するとともに、調査結果は、可及的速やかに取りまとめ、通報者に対し、その結果を通知するよう努めることが必要である。

5. 是正措置の実施

(是正措置と報告)

- 調査の結果、法令違反等が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止策を講じるとともに、必要に応じ、関係者の社内処分など適切に対応することが必要である。また、さらに必要があれば、関係行政機関への報告等を行うことが必要である。

(通知)

- 是正措置完了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、速やかに通報者に対し、是正結果を通知するよう努めることが必要である。

6. 解雇・不利益取扱いの禁止

(解雇・不利益取扱いの禁止)

- 公益通報をしたことを理由として通報者に対し、解雇・不利益取扱い（懲戒処分、降格、減給等）をしてはならない。

7. フォローアップ

(フォローアップ)

- 事業者は、通報処理終了後、法令違反等が再発していないか、是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、通報処理の仕組みを改善すること、新たな是正措置及び再発防止策を講じることが必

要である。また、通報者に対し、通報したことを理由とした不利益取扱いや職場内で嫌がらせが行われたりしていないか等を確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行うことが必要である。

8. その他

（仕組みの周知等）

- 通報処理の仕組みやコンプライアンス（法令遵守）の重要性について、社内通達、社内報、電子メール等での広報の実施、定期的な研修の実施、説明会の開催等により、労働者、管理者等に対し、十分に周知することが必要である。特に、通報処理を行う担当者に対しては、十分な研修等を行うことが必要である。

また、職場の管理者等（通報者等の直接又は間接の上司など）に相談や通報が行われた場合に適正に処理されるような透明性の高い職場環境を形成することも重要である。

公益通報者保護法案に対する附帯決議

〔平成16年5月21日〕
〔衆議院内閣委員会〕

政府は、本法施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本法の立法趣旨や各条項の解釈等について、労働者、事業者、地方公共団体等に十分周知徹底すること。

特に、本法の保護の対象とならない通報については、従来どおり一般法理が適用されるものであって、いやしくも本法の制定により反対解釈がなされてはならないとの趣旨及び本法によって通報者の保護が拡充・強化されるものであるとの趣旨を周知徹底すること。

- 二 公益通報を受けた事業者及び行政機関は、公益通報者の個人情報漏らすことがあってはならないこと。

- 三 公益通報を受けた行政機関がとるべき対応について、ガイドラインの作成等により、公益通報者に対する調査結果の通知等適切な対応を確保すること。

- 四 他人の正当な利益等の尊重の規定が公益通報をする労働者を萎縮させることのないよう、十分留意すること。

- 五 公益通報をされた事業者の是正措置等の通知が公益通報者に対し確実にされるよう、事業者に対する指導等を行うこと。

- 六 いわゆるコンプライアンス経営についての事業者の取組を積極的に促進すること。

- 七 対象法律を定める政令の制定に際しては、本委員会での審議を踏まえ、国民の生命、身体、財産等に及ぼす被害の大きさ等を精査の上、パブリックコメントにより国民の意見を聴き、対象法律を適切に定めること。

- 八 本法の適用に当たっては、通報をしようとする者が事前に相談できる場が必要であることから、国、地方を通じて行政機関における通報・相談の受付窓口の整備・充実に努めること。

また、民間における相談窓口の充実に関し、日本弁護士連合会等に協力を要請すること。

- 九 附則第二条の規定に基づく本法の見直しは、通報対象事実の範囲、外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うこと。

公益通報者保護法案に対する附帯決議

平成16年6月11日
参議院内閣委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本法の立法趣旨が通報者の利益の保護を拡充・強化しようとするものであること、及び本法による保護対象に含まれない通報については従来どおり一般法理が適用されるものであることを、労働者、事業者等に周知徹底すること。
- 二 他人の正当な利益等の尊重の規定が公益通報をする労働者を萎縮させることのないよう、十分留意すること。
- 三 公益通報者の氏名等個人情報の漏えいが、公益通報者に対する不利益な取扱いにつながるおそれがあることの重大性にかんがみ、公益通報を受けた者が、公益通報者の個人情報の保護に万全を期するよう措置すること。
- 四 事業者及び行政機関において、通報をしようとする者が事前に相談できる窓口が整備されるよう促進すること。また、公益通報を受けた事業者及び行政機関が、通報対象事実についての調査結果及び是正措置等を公益通報者に通知するよう、公益通報受付体制の整備を図ること。
- 五 対象法律を定める政令の制定に際しては、当該法令違反が国民の生命、身体、財産等に及ぼす被害の大きさ等を精査するとともに、本委員会における審議及びパブリックコメントの実施により寄せられた国民の意見を踏まえ、これを適切に反映させること。
- 六 附則第二条の規定に基づく本法の見直しは、通報者の範囲、通報対象事実の範囲、外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うこと。

平成 21 年 5 月 28 日
参議院消費者問題に関する特別委員会

消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する
法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議(抄)

政府は、消費者庁関連三法の施行に当たり、消費者庁及び消費者委員会の創設が消費者基本法の基本理念を実現し、行政のパラダイム(価値規範)の転換を行うための真の拠点となるものであることにかんがみ、行政の意識改革を図るとともに、次の事項について万全を期すべきである。

(略)

二十七、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律の消費者庁の関与の在り方を検討する際には、公益通報の窓口の消費者庁への一元化、表示、取引、安全の分野における横断的な新法の制定を含めた検討を行うこと。

(略)

右決議する。